

社会福祉法人そよかぜ役員及び評議員の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の費用弁償の額及びその支給方法について定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等がその職務のため市の区域外（以下「管外」という。）に旅行したときは、旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費、その他とし、その支給の内容及び額は、別表第1のとおりとする。

3 役員等がその職務の執行及び研修等に参加した場合、参加費、テキスト代等に要した費用について費用弁償として実費を支給する。

別表第1（第2条第2項関係）

区分	新幹線	鉄道	船舶	航空機	その他	宿泊費
管外	指定席	指定席	1等	エコノミー	実費	10,000円

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日より施行する。